



## 文化行政の責任

柴生田 晴四  
(経済倶楽部理事長)

▼前号では山本大臣の暴言について苦言を呈しました。文化遺産の保護と国民理解の担い手であるべき学芸員の意義についての認識が欠けていることは看過できません。ただ、非難された側である学芸員が本来の職責を果たしているのかといえ、そこにも大きな問題があるようです。

▼先月『国宝消滅』や『新・観光立国論』の著者であるD・アトキンソン氏に講演をお願い

しました。氏は外資系金融機関を退社した後、国宝を始めとする文化財の修復を行う企業の経営を引き継ぎ、日本の文化遺産の保護と維持管理の第一線で奮闘されておられます。文化資源を維持していくためには、担い手である人材の育成と経済的な裏付けが必要です。

そのために文化遺産を観光資源として活かすことが重要になってきます。しかし、文化遺産を取り巻く行政関係者の理解はあまりにもお粗末であるようです。そして本来は文化財の価値を守り、大衆にその価値を知らせるべき学芸員の中に、その本分を忘れた人たちがも存在することをアトキンソン氏は指摘します。

▼「博物館法」に定められた博物館の範囲は、美術館や動物園、植物園、水族館、科学館な

ど多岐にわたります。この博物館に置かれる学芸員は、資料の収集、保管、調査研究、展示、その他関連事業を担う専門職員です。高い人気を集める美術館や動物園には、専門知識を備え、企画力に優れた学芸員の存在があることは、知る人ぞ知る事実です。しかし、地域活性化の名のもとに全国に大量に設置された「博物館」の多くは、学芸員の意義などに全く理解のない行政の下で運営され、立ち腐れていく例が少なくありません。

▼「箱もの」としての建物は作っても、中身を充実させなくては多くの人を呼べる施設に育てることができません。有能な人材による不断の努力が欠かせないのです。公立であれば行政当局が、私立であれば経営陣が、その

責を負っています。今必要なのは、学芸員の一掃ではなく、既存の学芸員への再教育と支援、そして新たな人材の育成です。

▼学芸員を規定した「博物館法」は、1951年に制定された法律です。2006年から開始された法改正は現在は棚上げになったままです。戦後の高度経済成長によって経済大国に成り上がり、90年以降の低成長によって普通の国に成り下がりがつつある日本にとって、世界に誇るべき文化こそが一等国であり続ける最大の武器です。その文化の価値を維持発展させるためには、それを担う人材の育成と、それを可能にする国民の理解が必要でしょう。そのための行動を怠っている文部科学省と文化庁の責任は重いわがらざるを得ません。